

令和3年度 第1回安城市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時	令和3年8月5日（木） 午後1時30分から午後3時まで
開催場所	安城市役所本庁舎 第10会議室
出席者	<p>(被保険者代表委員) 野々山 典久 柴田 茂博 太田 良子 土屋 繁光 都築 秀行</p> <p>(保険医等代表委員) 渡部 圭一朗 武光 哲志 鳥居 和佳子</p> <p>(公益代表委員) 杉浦 秀昭 寺田 覚 柴田 綾乃 早川 加代子</p> <p>(被用者保険等保険者代表委員) 伊藤 恵司 後藤 教仁</p> <p>(市側出席者) 市長 福祉部長 福祉部次長 福祉部国保年金課長 福祉部国保年金課長補佐岡田 福祉部国保年金課国保係主査大村 福祉部国保年金課国保係主事谷澤 福祉部国保年金課国保係主事宮田 福祉部国保年金課国保係主事補金澤</p>
議 題	1 令和2年度安城市国民健康保険事業特別会計決算について
会 議 内 容	
司会（大村）	<p>では、皆様、こんにちは。</p> <p>本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行役を務めさせていただきます国保年金課国保係の大村でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>会議に当たり、皆様をお願いします。</p> <p>節電対策の一環としまして、会議室の空調を控えめに設定させていただいておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p>

お席の方に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を啓発するためのマスクとマスクケースを配布させていただきました。今後とも適切な感染防止対策をお心がけてくださいますようお願いいたします。

以後の進行につきましては、着座にて失礼いたします。

本日は傍聴される方が、お見えになりませんが会議は原則公開となっております。会議の要旨につきましては、市の公式webサイトに公開いたしますのでよろしくようお願いいたします。

本日、保険医等代表の度会正人委員、大場洋委員、公益代表の筒木麻三子委員よりご欠席のご連絡をいただいております。

ご欠席の委員がおみえになりますが、安城市国民健康保険運営協議会規則に定める要件の「委員定数の半数以上の出席及び各代表の委員それぞれ1名以上が出席すること」を充たしており、本日の協議会は成立することをご報告いたします。

それでは、ただいまから、令和3年度第1回安城市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

それでははじめに、次第の「1 辞令交付」でございます。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議するために、国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき設置されます。このたび、3年に一度の協議会委員の改選に当たり、皆様には、委員の就任をご承諾いただきまして、誠にありがとうございました。本来であれば、委員の皆様お1人ずつ辞令を交付させていただくところなのですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、恐れ入りますが、辞令につきましては、自席への配付をもって交付に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくようお願いいたします。

それでは、事務局からお手元の名簿に従いまして委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

初めに、被保険者代表の野々山典久委員でございます。安城市商店街連盟様からのご推薦です。柴田茂博委員でございます。こちら安城市商店街連盟様からのご推薦です。太田良子委員でございます。安城市農業委員会様からのご推薦です。土屋繁光委員でございます。こちら公募により選出された委員です。都築秀行委員でございます。公募により選出された委員でございます。

続きまして、保険医等代表の度会正人委員は、本日欠席でございます。安城更生病院様からのご推薦です。渡部圭一朗委員でございます。安城市医師会様からのご推薦です。武光哲志委員でございます。安城市医師会様からのご推薦です。大場洋委員は、本日は欠席でございます。安城市歯科医師会様からのご推薦です。鳥居和佳子委員でございます。安城市薬剤師会様からのご推薦です。

続きまして、公益代表の杉浦秀昭委員でございます。学識経験者の委員です。寺田覚委員でございます。安城市町内会長連絡協議会様からのご推薦です。柴田綾乃委員でございます。安城市民生委員・児童委員協議会様からのご推薦です。早川加代子委員でございます。

	<p>す。愛知県農村生活アドバイザー協会様からのご推薦です。筒木麻三子委員は、本日は欠席でございます。さんかく 2 1 安城様からのご推薦です。</p> <p>続きまして、被用者保険等保険者代表の伊藤恵司委員でございます。愛知県被用者保険等保険者連絡協議会様からのご推薦です。後藤教仁委員でございます。愛知県被用者保険等保険者連絡協議会様からのご推薦です。</p> <p>以上よろしくお願いいたします。</p>
司会（大村）	<p>続きまして、市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
市長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。本日は、ご多用の中、令和 3 年度第 1 回安城市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>皆様におかれましては、日頃から、本市の福祉行政を初め、市政に対しまして深いご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。</p> <p>この国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営のため、予算や制度改正などの重要事項についてご審議いただき、ご意見や答申をいただくことを役割としております。このたびの委員改選により、新しく委員になられた 9 名の方を含め、17 名の皆様には 3 年間の任期中、国民健康保険の重要事項についてご審議いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>さて、国民健康保険制度を取り巻く環境は、加入者の減少や高齢化、一人当たりにかかる医療費の増加など構造的な問題を抱え、運営については厳しい状況にあります。</p> <p>こうした中、被保険者の皆様にご負担いただく国民健康保険税につきましても、愛知県の示す標準保険料率を参考に、適切な保険税率の設定に努めているところですが、今後も引き続き被保険者の皆様にご理解を求めていくことが必要になると思われまます。また、保険者として保険給付の適正化、健康保持、増進を目的とした保健事業の充実等に、より一層取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、本市は、平成 28 年度より「第 8 次安城市総合計画」に定める目指す都市像を、健やか幸せを意味いたします「健幸都市」としており、「健康であり、幸せでありたい」という市民共通の願いを実現するため、健幸都市の様々な事業に取り組んでまいりました。そして、令和 2 年度から令和 5 年度までの後期計画では、持続可能な開発目標「SDGs」の視点をとりいれ各種施策を推進してまいります。</p> <p>コロナ禍で先行きを見通せない時代ではありますが、被保険者の健康を維持、増進するとともに、安心して医療サービスを受けられますよう、今後とも国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日のご出席、誠にありがとうございます。</p>
司会（大村）	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、次第の「3 会長及び職務代理者の選出」に移らせていただきます。この選出につきましては、国民健康保険法施行令により、「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」とされており、職務代理者も同じく選挙により選出することとなっています。</p> <p>いかが取り計らいましょうか。前回と同じく指名推薦でよろしいでしょうか。</p>
司会（大村）	柴田委員、お願いいたします。
柴田委員	はい。それでは、会長には安城市の市議会で議長を務められまして、そういった経験から杉浦秀昭委員を推薦をしたいと思えますけれども皆さんいかがでしょうか。
司会（大村）	<p>柴田委員ありがとうございます。</p> <p>柴田委員から、杉浦委員のご推薦をいただきましたが、皆様、ご賛同いただけましたら、挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手多数（委員一同）
司会（大村）	ありがとうございます。では、過半数の方の挙手がございましたので、杉浦委員よろしいでしょうか。
杉浦委員	わかりました。
司会（大村）	<p>ありがとうございます。お願いいたします。それでは、職務代理者についていかがでしょうか。</p> <p>はい。杉浦委員お願いいたします。</p>
杉浦委員	職務代理者には前期に引き続き柴田綾乃委員を推薦します。
司会（大村）	<p>杉浦委員ありがとうございます。</p> <p>杉浦委員から柴田綾乃委員のご推薦をいただきましたが、皆様、ご賛同いただけましたら、挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手多数（委員一同）
司会（大村）	ありがとうございます。過半数の方の挙手がございました。柴田委員よろしいでしょうか。

柴田委員	よろしくどうぞ。お願いいたします。
司会（大村）	ありがとうございます。ここで、杉浦会長よりごあいさつをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 会長席にお願いいたします。
杉浦会長	改めまして、皆さんこんにちは。このたび、皆様のご推挙により、会長に就任しました杉浦秀昭でございます。今回の委員改選におきまして、新しく委員になりました。不慣れなことがあるかと思いますが、皆さまのお力を借りながら会長職を務めてまいりますので、よろしく申し上げます。 さて、本日、運営協議会では、議題としまして「令和2年度安城市国民健康保険事業特別会計決算について」をご審議いただきます。収支の詳細につきましては、事務局の説明がありますので、被保険者、医療関係従事者、保険者それぞれの立場により、その内容をご審議いただきたいと思ひます。 なお、コロナ禍で生活に制限のかかる不安な時期ではございますが、この運営会議が委員皆さまの活発なご意見ご提案により、有意義なものになることを祈念しまして、わたしのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
司会（大村）	ありがとうございました。 本日、市長におきましては、次の公務のため、ここで、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。
市長	よろしく申し上げます。
司会（大村）	では、議題に入ります前に、事務局の職員の紹介をさせていただきます。
原田部長	はい。それでは、私から事務局の職員の紹介をさせていただきます。 まずは、福祉部長の原田と申します。どうぞよろしくお願ひをいたします。 それでは、福祉部次長の加藤でございます。
加藤次長	よろしく申し上げます。
原田部長	福祉部国保年金課の土屋課長でございます。
土屋課長	よろしく申し上げます。
原田部長	同じく国保年金課課長補佐の岡田です。

岡田補佐	よろしくお願ひします。
原田部長	担当となりますが、大村です。
大村主査	よろしくお願ひします。
原田部長	それから、谷澤です。
谷澤主事	よろしくお願ひします。
原田部長	それから、同じく宮田です。
宮田主事	よろしくお願ひします。
原田部長	それから、金澤です。
金澤主事補	よろしくお願ひいたします。
原田部長	以上の8名が、今年度の事務局担当となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
司会（大村）	それでは、ただいまから議題に入らせていただきます。 では、議事の取り回しは杉浦会長にお願ひいたします。
杉浦会長	はい。それでは、議事に入ります。 はじめに、本日の協議会の議事録にご署名いただく委員を指名させていただきます。 被保険者代表土屋繁光委員、保険医代表鳥居和佳子委員にお願ひします。よろしくお願ひします。 それでは、議題1「令和2年度安城市国民健康保険事業特別会計決算について」を議題とします。事務局より説明をお願ひします。
土屋課長	会長。国保年金課長。
杉浦会長	国保年金課長。
土屋課長	国保年金課長の土屋です。よろしくお願ひします。 それでは、令和2年度国民健康保険事業特別会計決算についてご説明させていただきます

す。

着座にて失礼いたします。

国民健康保険は国民皆保険制度の最後の砦として、全国民が公的医療保険で保障され、医療機関を自由に選び、低い自己負担で高度な医療が受けられる等、社会保障を維持しています。そのためにも公費が投入をされています。

医療保険制度の体系として、75歳以上の後期高齢者医療制度に至るまでの間、国民健康保険と各種被用者保険等の何れかに加入することになっております。

国民健康保険の現状といたしましては、日本が抱える課題である高齢化の進展や、景気や雇用等の社会状況による影響を受ける制度でございます。安定的運営を図るため、平成30年度から都道府県単位化が導入され、県が国民健康保険の運営の責任主体となり、県内の自治体より納付金を集め事業原資にしております。このような状況を踏まえ、決算説明の前に、安城市の国民健康保険の概況について説明させていただきます。

お手元の冊子「国保年金課のあらまし」を使って、説明させていただきます。

先ず、16ページに「3被保険者(1)」としまして「世帯数・被保険者数の加入状況」をご覧ください。

国民健康保険の加入状況の推移を表しております。表の一番下の行にありますとおり、令和2年度では、前年度より476人減少して33,662人となっております。毎年75歳になり後期高齢者医療制度へ移行される方が一定程度みえますが、昨年度の減少割合が低かったことについては、例年に比べ社会保険への移行者が少ないことが影響していると考えております。

次に、18ページ「(3)全住民・国保被保険者の年齢別構成状況」をご覧ください。

棒グラフの白が総人口、網掛けのグレーが国保の被保険者でございます。被保険者のうち60歳以上の割合はおよそ56%と半数以上を占めております。

統計上、高齢になるほど一人当たりの医療費も高くなりますので、国民健康保険が抱える構造的な課題のひとつになっております。

次に、22ページ上段「令和3年度予算の構成」をご覧ください。

国民健康保険特別会計の令和3年度予算の内訳が円グラフになっております。左の歳入グラフですが、「保険税」が全体の24.6%を占めております。

平成30年度からスタートしました県単位化に伴い、国からの支出金は、大部分が県に交付され、県から市町村に交付されることになりました。その割合が65.4%です。そして、市の一般会計の負担は7.9%となっております。

一方、右の歳出のグラフですが、医療費などの支払いにあてる保険給付費が、全体の63.9%を占めております。また、県単位化に伴い、県へ納める国民健康保険事業費納付金の割合が33.1%を占めています。残りの3.0%の中には、特定健診などの保健事業や、事務費などが含まれております。

次に、25ページの3つ目「繰越金・支払準備基金年次状況」のグラフをご覧ください。

翌年度への繰越額と支払準備基金の保有額をグラフにしたものです。網掛けグレーの支

払準備基金につきましては、平成26年度に2億5千万円を積み立てました。また白色の棒グラフは、歳入歳出の差額として翌年度への繰越額になり、令和2年度は約1千万円余増加しています。

次に、28ページの中段「国保税調定額（医療分）と保険給付費の推移」の棒グラフをご覧ください。

白抜きの棒グラフが、保険給付費の総額です。また、下の折れ線グラフの上のラインが、1人当たりの保険給付になります。保険給付費の総額は、減少してきていますが、1人当たりの保険給付費は年々増加しております。

被保険者数の減少に加え、薬価の改定等に伴い医療費は減少したものの、医療の高度化による影響が伺える結果となっています。

次に、30ページ下段の折れ線グラフ「収納率の推移」をご覧ください。

国民健康保険税の収納率の推移につきましては、現年度分の収納率は上がっております。

これは、口座振替制度の促進や納税相談及び短期保険証などの収納対策によるものと考えております。平成30年6月からは、コールセンターによる勧奨業務をスタートさせました。

また、昨年度は国の支援の下、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯への減免を実施したことも影響があったと考えられています。

以上、安城市の国民健康保険の状況をご説明させていただきました。

それでは、令和2年度決算及び、歳入・歳出の「主な項目」について説明いたします。

事前に送付いたしました資料A3横サイズの「資料1」をご覧ください。なお、表は、令和元年度の決算、令和2年度予算、令和2年度決算の順に数字を並べております。金額は、千円単位となっております。

はじめに、左側の歳入欄の令和2年度決算欄をご覧ください。

国保税につきましては、収入総額は34億6184万8千円で、前年度に比べ3.25%の減少となっております。

これは、被保険者数が年度平均で前年度比0.14%減少していることや、税率の改定をしており、現年分では調定額ベースが、前年度比2.52%減少しております。また、収納率は前年度比0.48%上昇しております。

詳細は、先ほどの「国保年金課のあらまし」の30ページに記載をしております。

続きまして、負担金・交付金欄をご覧ください。

先ず、国庫支出金ですが、東日本大震災の被災者支援に対する保険税の減免及び一部負担金の免除に対する補助金として3万7千円、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する、国民健康保険税の減免に対する補助金として2149万6千円、オンライン資格確認システムの整備に係る補助金として328万9千円の合計2482万2千円となっております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による、収入減のための減免に対する、国の支援が増加の要因でございます。

次に、県支出金は、保険給付費交付金の内、療養給付費など保険給付費の支払いに充てる普通交付金86億2329万円と、市の財政状況や医療費適正化への取組みの状況などに応じて交付される特別交付金3億7594万3千円の合計で89億9923万3千円となっております。

そして、連合会支出金は、市の保健事業に対し、愛知県国民健康保険団体連合会から補助金として40万円が交付されております。

続きまして、繰入金の説明をさせていただきます。

一般会計繰入金には、法律で定められた「法定」分と、それ以外「法定外」分というものがあります。

法定の繰入金には、国民健康保険税の軽減相当額を繰り入れるものと、高齢者や低所得者の割合が高いほどの影響を勘案して算定される額を繰り入れるもの、また、職員給与を含む総務費などの繰入れがあります。

一方、法定外の繰入金は、必要に応じ市から繰入れをするものとなっております。

前年度決算対比93.25%の10億4454万1千円となっております。その内、法定外の繰入れは3億円余で、前年度に比べまして1千万ほど減っております。また、それを被保険者1人あたりに換算しますとおよそ9千円に相当します。

続きまして、前年度からの繰越金は、15億4859万1千円となっております。

その下の「諸収入」は、国保税の延滞金や被保険者からの療養給付費の返納金などが該当します。

以上で収入の合計は、151億4793万3千円で、前年度決算対比でほぼ1%の減額となっております。

続きまして、右側の歳出欄の説明をさせていただきます。

最初に、総務費には一般の管理費として、国保年金課の職員の人件費などと、賦課徴収費として、国保税の納税通知書の作成、郵送などに係る費用などがあります。合計は1億6588万3千円になります。

続きまして、保険給付費ですが、給付療養費は医療費のうち本人の窓口負担を除いた被保険者負担分であり、被保険者数の減少もありまして、前年度比1.07%減の75億7912万9千円となっております。

次に、療養費は、接骨院などにおける施術やコルセットなどの治療用装具にかかる給付で、高額療養費は、医療費の自己負担限度額を超えた分を支給するものでございます。

これら保険給付費全体では、前年度比0.65%減の86億8481万2千円となっております。

続きまして、国民健康保険事業費納付金欄をご覧ください。

県が国民健康保険の財政運営を担うため、その原資として、県内市町村から徴収するものでございます。その際、県は県内全ての国保における医療給付費などの総額について見込みを立てた上で、各市町村の医療費水準や所得水準等の状況を踏まえまして、それぞれに金額を決定します。本市の令和2年度分につきましては、45億8476万8千円でご

ございました。この金額は、被保険者一人当たりの金額としましては、県内の平均額とほぼ同じになります。

続きまして、保健事業費ですが、特定健診費につきましては、40歳以上を対象とした生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施するための費用になります。

被保険者数の減少と、新型コロナウイルス感染症の影響を受け緊急事態宣言中は、医療機関に健診予約の自粛をお願いした経緯もありまして、前年度決算対比で4.87%減少し1億2004万3千円となりました。

また、保健事業費につきましては、ヤング健診未受診者を対象とする、自宅にいながら自分でできる検査キットを使う「スマホドック」の利用者数が減少したため、前年度比3.17%減少して、1378万2千円となりました。

これら保健事業費等の総額は、前年度決算比4.69%減少し、1億3382万5千円となりました。

続きまして、基金積立金ですが、26年度に2億5千万円を支出しており、その利子分80万8千円を積み立て、基金の保有額は、今現在2億5461万2千円となりました。

最後に諸支出金ですが、国保税の還付金や加算金などのほか、前年度分の国庫負担金等の返納に伴う返納金があります。令和2年度の国庫返納金は3万4千円で、諸支出金総額は1924万1千円となっています。

以上、歳出の総額は、135億8933万7千円で、前年度決算対比98.8%となります。

収支は、差引15億5859万6千円の黒字で、令和3年度へ繰り越されます。

なお、歳入のうち前年度繰越金15億4859万1千円を除く単年度収支においては、1千万円余の黒字となっております。

今回は、半世紀ぶりの大改革と言われる県単位化実施後、3回目の決算となります。単年度収支では、1千万円余の黒字となりましたが、引き続き安定的な財政運営を行えるか確認が必要と考えております。

また、今後も少子高齢化の進展により、人口構成の急激な変化による影響への対応も必要となってまいります。このような状況を踏まえ、国民健康保険が持続可能な制度として機能してまいりますよう、国・県の動向に注視していきたいと思っております。

「令和2年度国民健康保険事業特別会計決算」の説明は以上でございます。

杉浦会長

説明は終わりました。

それでは、ただいまから質疑に入ります。何かご意見やご質問がございましたら、お願いします。

後藤委員

はい。ご説明ありがとうございました。

	<p>一点ご質問なんですけれども、歳入の繰入金のところでございますが、法定外繰入が3億あって、1人あたり9千円というふうにご説明をいただいたと思うんですけども、法定外繰入につきましては、国の方針で解消する方向でということを示されているかと思うんですけども、現状で今後の解消の計画などお教えいただけますでしょうか。</p>
杉浦会長	<p>国保年金課長。</p>
土屋課長	<p>はい。法定外繰入の解消ということで、国の方針の方は、法律の方で、令和6年度の県の国民健康保険の運営方針にしっかり規定するというふうになっております。安城市の方も、この県単位化になる前までにつきましては、法定外の繰入につきまして、非常に大きなお金を入れておられるような状況でございました。この県単位化になりまして、決算で赤字目的の法定外繰入となるものにつきましては、国の方針に従いまして、繰入れをする方針をやめております。現況につきましては、国が認めております法定外の繰入の内容についてだけ入れておられるような状況でございます。</p> <p>ただ、今後、国の方針が変わりまして、繰入れに対する解消ということも言っておりますので、市といたしましては、被保険者の方の税率に影響がないような形でなんとか一般会計からの繰入れを少しずつ減らしていくような予定ではおります。ただ、何年度にどのくらいというような方針というのは、今のところはまだ計画としては作ってはおりません。</p>
杉浦会長	<p>よろしいでしょうか</p>
後藤委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
杉浦会長	<p>他にございましたら。</p> <p>他にご意見もないようですので、議題1「令和2年度安城市国民健康保険事業特別会計決算について」は、了承することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
杉浦会長	<p>異議なしと認めます。議題1につきましては了承することに決まりました。以上をもちまして議事を終了いたします。ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>
司会（大村）	<p>ありがとうございました。続きまして、「6 報告事項」に移らせていただきます。事務局より説明をさせていただきます。</p>
土屋課長	<p>報告事項については、令和3年度 of 取組等について、資料に基づきご説明させていただきます。</p>

きます。お手元の資料、若しくは、前方のスクリーンをご覧ください。説明は着座にて失礼いたします。

「(1) 令和3年度当初課税の状況等について」になります。

前回の運営協議会にて、①の国保税率についての答申をいただきました。括弧内は前年度との比較で、国保税には、医療分、後期高齢者支援分、介護保険分があり、それぞれ所得に対する所得割、人数に対する均等割、世帯に対する平等割があります。医療分については、引き下げとなりましたが、後期分、介護分については引き上げの結果となりました。なお、介護分は40歳から64歳の被保険者のみ課税対象となります。

②-1の限度額は、最高税額が決まっておりその金額を超えることはありません。この限度額は昨年度と変更がございません。

国保税につきましては所得がなくても、先ほど言いました均等割、平等割は課税されます。一定の所得以下の場合には、均等割、平等割が軽減される措置がとられております。②-2のように、前回の運営協議会にて給与所得と公的年金所得のある人の場合につきましては、この軽減できる所得限度額の計算方法の改正がありました。①と②については、条例改正を3月議会に上程し4月1日に施行されております。

これらの税率、限度額、軽減措置に基づき、令和3年度の当初課税が賦課されまして、納税通知書を7月15日におよそ21,000世帯へ発送しております。

令和3年度当初課税の状況につきましては、前年度に比べ、一人当たりの課税額は331円増額し122,242円に、また、被保険者数も581人減少しまして、33,307人となっております。

納税通知書発送後の窓口対応におきましては、特に大きな問題はございません。

続きまして、(2)の「今後の国保税の改正スケジュール」について説明させていただきます。

令和4年度の税率算定は、県から税率が示される本算定の結果の提示が、例年通り令和4年の1月中旬頃になると思われまます。その結果により来年度の税率をまたこの協議会で諮問することになります。

第2回の国保運営協議会については、令和4年1月20日木曜日を予定しておりますので、その1週間ほど前には、令和4年度の国保税率についての諮問書とその資料を、委員の皆様へ送付する予定でございます。

その後、令和4年度の予算案を確定させ、それに伴う条例改正などを令和4年の3月と6月に市議会へ上程してまいります。

概ねこのようなスケジュールで、進めていきたいと考えております。またよろしくご理解ご協力くださるようお願いいたします。

「(3) 未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割の軽減措置について」ということになります。

こちらの方につきましては、6月に法律改正がされまして、令和4年度から未就学児に係る被保険者均等割額が、公費負担により5割軽減されることとなります。

国民健康保険加入者で未就学児は、令和2年度末の時点になりますが安城市の方では850人余で、また今後の予算措置や条例等の改正を進めてまいります。

最後に(4)の「第2期安城市国民健康保険データヘルス計画の取り組みについて」ご説明させていただきます。

①につきましては、「特定健康診査の受診率の向上について」になります。

データヘルス計画とは、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進に資することを目的としており、保険者はこの計画に基づき、効果的かつ効率的な保健事業を目指し、取り組みを進めてまいります。

第2期データヘルス計画では、特定健康診査、特定保健指導、糖尿病及び糖尿病性腎症の医療受診勧奨、ジェネリック医薬品の啓発などの事業を実施することで、生活習慣病の予防や医療費の適正化を図ってまいります。

特定健康診査は、循環器系の生活習慣病のリスク保有者を発見し、早期予防、早期治療につなげるという重要な役割を持っており、対象者は40歳以上の被保険者で、検査費用については負担はありません。

特定健康診査の受診率は、令和元年度の実績ですが47.3%になっております。令和2年度については、11月ごろ確定いたします。

今のところ健康診査を受診せず、医療機関にもかからないという被保険者が40%程度おりますので、この人達に健診を受診してもらうことが、最大の課題でもあります。

保険者といたしましては、特定健診について、全く受けてない人や、時々受けている人など、対象をタイプ別に分類し受診勧奨を行っております。また、専門業者を活用し対象者の分析や、勧奨通知の発送時期やデザイン作成の調整を図って、受診率の向上に努めてまいります。

続いて②の「ジェネリック医薬品の利用促進について」説明させていただきます。

保険運営の6割の支出を占めます療養給付費において、薬代も多く含まれております。保険運営の支出を抑え健全運営を目指すことに加えまして、被保険者の医療費負担軽減のためにも、ジェネリック医薬品を推奨しています。

ジェネリック医薬品の利用促進にあたり、年4回の差額通知による周知、ジェネリック医薬品希望を印字した保険証ケースの配布、チラシなどで啓発をしております。

数量ベースの利用率につきましては、令和2年度末の実績で76.3%、今年度目標として80%を掲げておりますが、若干高止まり感を感じております。

高齢になるほど、生活習慣病の有病率が高まります。今後は、長期にわたり薬を服用するなど治療を続ける人が増えることも予想され、医療費負担が少ない医療受診の必要性は益々高まると考えております。

①、②共に計画目標に向けて、事業を進めていきますので、よろしくご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

私からの説明は以上になります。

司会（大村）	<p>何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは最後に、次第の「7 その他」でございます。</p>
岡田補佐	<p>はい。「その他」になります。</p> <p>次回の安城市国民健康保険運営協議会につきましては、年明け1月20日（木）午後1時30分から、同じ第10会議室で開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
司会（大村）	<p>その他、全体を通じまして、何かご意見などございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、長時間に渡りましてご審議いただきまして、どうもありがとうございました。最後に福祉部長の原田からお礼の言葉を申し上げます。</p>
原田部長	<p>皆様本日はどうもお疲れ様でございました。国民健康保険は、これは説明がございましたが、平成29年度までは、市町村がそれぞれ運営しておった状況でございます。平成30年度から県単位化が始まりまして、県が運営の主体という形になっております。今後、県に納める事業費納付金と必要な保険税収入を得るための、標準保険税率というものを県が示すというかたちになります。この県が示す数値を参考にしまして本市のそういった数字を決めていく必要がございます。次回の協議会につきましては、こういった数字を、今後作ってまいりますので、その内容につきましての諮問・答申というかたちになりますので、どうぞご協力をお願いいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
司会（大村）	<p>それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回安城市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。どうも、ありがとうございました。</p>